

京都市危険物規制規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年1月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第54号

京都市危険物規制規則の一部を改正する規則

京都市危険物規制規則の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の2条を加える。

(休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間の延長)

第12条の2 規則第62条の5の2第3項に規定する休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間の延長の申請書は、署長を経て市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数は、2部とする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、内容を審査し、認定又は不認定を決定し、その旨を文書により通知する。

(休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長)

第12条の3 規則第62条の5の3第3項に規定する休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長の申請書は、署長を経て市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数は、2部とする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、内容を審査し、認定又は不認定を決定し、その旨を文書により通知する。

附 則

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

(消防局予防部)